

7 男女がともに働きやすく・人的資本 経営の推進をお考えの場合


1 仕事と家庭の両立支援の取組を進めたいとき

《相談窓口》

◎ 一般事業主行動計画の策定や取組に関する相談 (次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法)

内 容	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出及び周知、公表方法や取組、くるみん・えるぼし認定に関する相談に応じています。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

◎ 育児・介護休業法に関する相談

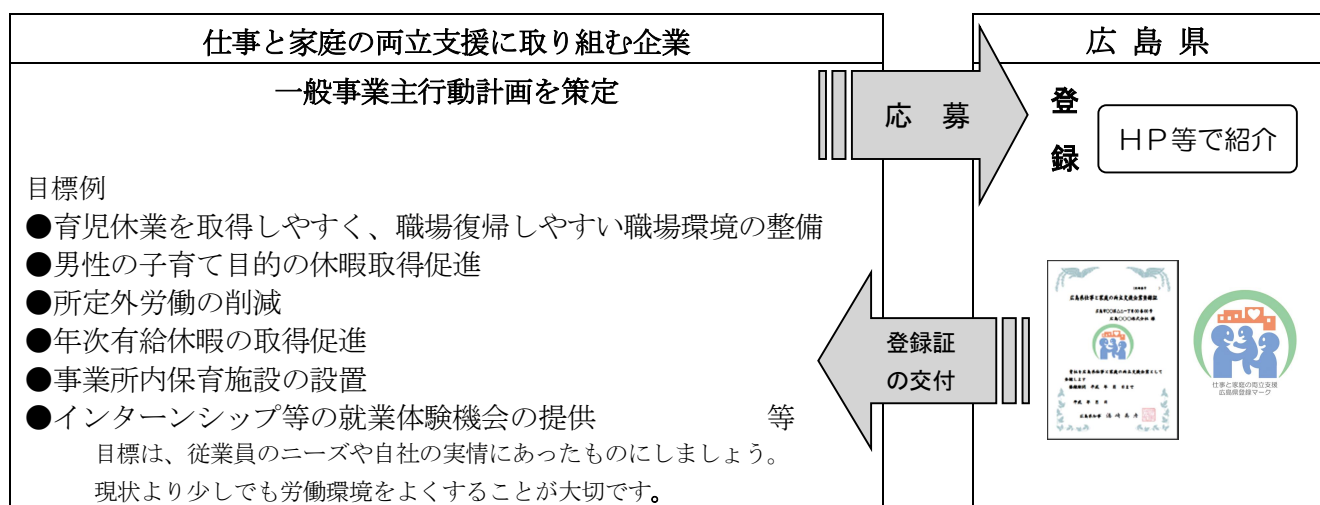
内 容	育児又は家族の介護を行う労働者に対する育児・介護休業制度、所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限制度、勤務時間短縮等の措置及び子の看護休暇制度・介護休暇制度についての相談に対応しています。育児・介護休業法に定める事項に関し労働者と事業主の間で生じた紛争についての解決を援助します。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247 『【広島版】両立支援のひろば』 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html 

《登録制度》

◎ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度

内 容	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を、県が登録する制度です。平成27年4月から、子育てだけでなく、介護との両立についても登録できるようになりました。登録企業には、登録証及び登録マークを交付するとともに、県のホームページ等で企業の取組内容を紹介しています。
窓 口	<仕事と家庭の両立に関すること> 人的資本経営促進課 女性活躍グループ TEL 082-513-3419 <仕事と介護の両立に関すること> 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411

登録企業は、登録マークを広告等に使用し、対外的に広報することができます。




「人的資本経営ひろしま。情報発信ポータルサイト」

広島県仕事と家庭の両立支援登録制度

検索

◎ 広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティス

内 容	男性の育児休業取得促進に向けて、企業等が実施している取組のうち、ユニークな取組や他の企業の参考となる優良事例を募集し、公表しています。応募企業はロゴマークを広告等に使用でき、県のホームページ等で取組内容を紹介しています。	
窓 口	人的資本経営促進課 女性活躍グループ TEL 082-513-3419	

広島県 ベストプラクティス

検索

取組内容の例

- 男性の育児休業に対して、独自の休暇制度を制定
- 取組内容を記載した、自社リーフレットを作成し配布
- 休業中の手当等の支給
- 多能工化で休業中も業務をカバーできる体制を確立
- 男性育児休業取得率〇〇% 等

《助成金》

◎ 両立支援等助成金

概 要	育児・介護等を行う労働者を支援する事業主を対象とした助成金制度
内 容	<p>【出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）】 育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じたまたは男性の育児休業取得率が上昇した中小企業事業主に支給します。</p> <p>【介護離職防止支援コース】 「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じたまたは介護休業を取得する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。</p> <p>【育児休業等支援コース】 「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。</p> <p>【育休中等業務代替支援コース】 育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。</p> <p>【柔軟な働き方選択制度等支援コース】 育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入し、制度利用者に支援を行った場合等、中小企業事業主に支給します。</p> <p>【不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース】 不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に対する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した中小企業事業主に支給します。</p>
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

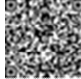
2 人的資本経営を推進したいとき

《補助金》

◎ 広島県人的資本経営促進補助金

概要	人的資本経営の実践に向けて、自社の現状を可視化し、人的資本情報の開示指標等の改善に取り組む中小企業等に対して、取組に要する経費を補助します。			
補助対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社又は本店を置く中小企業等 ・広島県人的資本経営研究会に加入しており、県が開発した「広島県人的資本開示ツール」により、過去に人的資本開示レポートを作成した又は補助金の申請日の属する県の会計年度内に「広島県人的資本開示ツール」により人的資本開示レポートを作成する中小企業等 ・上記人的資本開示レポートを、補助事業の完了の日までに、その組織内外を問わず又はその組織内に限って公開している中小企業等 			
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・外部開示する場合：上限 150 万円 ・内部開示する場合：上限 30 万円 上記の上限額のほか、次の表に定める取組の区分ごとの上限額を超えない範囲で交付します。 ※外部開示：人的資本開示レポートを、その組織内外を問わず公開していること。 ※内部開示：人的資本開示レポートを、その組織内に限って公開していること。			
内容 ※予定	次の取組に係る経費を補助します。自社の課題に応じ、複数選択可能です。			
	人的資本経営の取組		補助上限額	
			外部開示の場合 全体上限額 150 万円	内部開示の場合 全体上限額 30 万円
	区分Ⅰ	全体戦略に関する こと（人材戦略の策定 等）	上限 120 万円 ※広島県リスクリ ング推進宣言企業は 上限 130 万円	上限 10 万円 ※広島県リスクリ ング推進宣言企業は 上限 20 万円
	区分Ⅱ	個別制度の導入に関 すること（働き方等 の制度導入）	上限 40 万円 ※広島県リスクリ ング推進宣言企業は 一部上限 50 万円	上限 10 万円 ※広島県リスクリ ング推進宣言企業は 一部上限 20 万円
	区分Ⅲ	女性活躍に関する こと	上限 20 万円	上限 10 万円
区分Ⅳ	研修に関する こと	上限 30 万円	上限 10 万円	
人的資本経営の取組		内容		
区分Ⅰ	①人材戦略の策定	企業の経営目標を達成するために、必要な人材を採用・育成・配置するための計画		
	②人材育成方針の策定	求める人材像を明確にし、従業員をどのように育成するかを定めるもの		
	③人事評価制度の導入	従業員の業種や能力を定量的・定性的に評価し、給与や昇給などに反映する制度		

区分Ⅱ	④キャリア面談制度の導入	自社の人材育成方針と従業員の現状の能力やスキル等を踏まえ、従業員の中長期的なキャリア形成とその実現について、上司と話し合う制度
	⑤キャリアコンサルタントの活用支援制度の導入	従業員のキャリア形成を支援するためにキャリアコンサルタント（外部も可）による支援を行う制度
	⑥リスキリング・資格取得支援制度の導入	従業員の自律的・主体的な学び・学び直しの機会の確保のために、教育訓練機関などを活用するリスキリング・資格取得支援制度
	⑦社内メンター制度の導入	豊富な知識と職業経験を有した社内の先輩従業員（メンター）が、後輩従業員（メンティ）に対して行う個別支援制度
	⑧社内公募制度の導入	会社内部で各部署が人材を公募し、応募してきた社員の中から選抜する人事異動制度
	⑨従業員表彰制度・報奨金制度の導入	従業員のエンゲージメントを向上させ、生産性を高めるために、会社に対する従業員の功績や貢献を称える制度 ※永年勤続表彰や定年退職表彰など勤続年数に応じた表彰は除く
	⑩従業員エンゲージメント調査の実施	企業の現状を把握するために実施する、従業員へのアンケート・ヒアリングによるエンゲージメントの調査・分析
	⑪フレックスタイム制度の導入	労働基準法第32条の3による従業員に始業及び終業の時刻を委ねる制度
	⑫勤務間インターバル制度の導入	勤務終了後、次の勤務間までに一定時間以上の休息时间（インターバル時間）を確保する制度
	⑬兼業・副業制度の導入	勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる制度
	⑭テレワーク制度の導入	ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる働き方を導入する制度 在宅勤務（自宅を就業場所とする働き方）、モバイル勤務（乗り物での移動中、カフェやホテルなどを就業場所とする働き方）、サテライトオフィス勤務（企業のサテライトオフィスや一般的なコワーキングスペースを就業場所とする働き方）のことを指す。
	⑮多様な正社員制度の導入	労働時間や勤務地を限定した多様な正社員雇用形態を選択できる制度 （1）短時間正社員制度 いわゆる正社員より勤務時間を短くした上で、正社員として雇用する制度 （2）勤務地限定正社員制度 勤務地を限定した正社員として雇用する制度 （3）職務限定正社員制度 職務内容を限定した正社員として雇用する制度 ※いわゆる正社員（従来の正社員）：勤務地、職務、勤務時間がいずれも限定されていない正社員 ※多様な正社員：いわゆる正社員と比べ、労働時間や勤務地などの範囲が限定されている正社員

		⑯産休・育休等職員を支える従業員への支援制度の導入	産前・産後休業や育児休業の休業取得者や時短勤務者の業務をフォローした従業員の貢献に対する人事評価や賞与への反映、手当、特別な休暇の付与などの支援制度
		⑰子育て支援勤務制度の導入	法定の両立支援制度を超えた子育てを対象とした所定労働時間の短縮等の制度 (例) 小学校入学以降の適用等
		⑱特別休暇の導入	従業員の働きやすさや満足度を高めるために設ける法定外の休暇。対象とする従業員は問わない。また、無給とするか有給とするかは企業の判断による。 (例) 結婚休暇、アニバーサリー休暇、セレモニー休暇、法定外で定める子供の養育に関する休暇等
	区分Ⅲ	⑲女性活躍の推進につながる計画の作成・更新	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成・更新
	区分Ⅳ	⑳社内研修の実施	<p>(1) 取組①～⑱の導入・運用等に関すること (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の運用のための評価者研修や、職員へのレクチャー研修など ・キャリア面談制度運用のための管理職へのコミュニケーション研修など ・従業員エンゲージメント調査結果のレクチャー、改善に向けたワーキンググループなど ・一般事業主行動計画の目標実現に向けた女性活躍に関する研修など <p>(2) 女性活躍推進に関すること 出産や介護等のライフイベントを踏まえたマネジメントスキルの向上研修、キャリアプランニング研修、女性管理職候補者向け研修など</p> <p>(3) キャリア形成・向上に関すること (4) コンプライアンスに関すること (5) 従業員の働きがいを高めるための内容に関すること (リーダーシップ育成等)</p>
募集期間	令和8年4月1日～令和8年12月28日 (予定)		
交付決定企業数	50社程度 (予定) ※予算額に達した場合は、募集を締め切ります。		
窓口	人的資本経営推進課 人的資本グループ TEL 082-513-3340		
	<input type="text" value="広島県 人的資本経営促進補助金"/> <input type="button" value="検索"/>		

◎ 人的資本経営推進資金（労働支援融資）【P84 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。 ①「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 ② 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 ③「働き方改革実施企業」に該当する者 ④「広島県リスクリソング推進宣言企業」に該当する者 ⑤「人的資本経営推進企業」に該当する者																
限 度 額	7,000 万円																
融 資 期 間	(運転資金) 10 年 ※うち据置期間 1 年 (設備資金) 10 年 ※うち据置期間 3 年																
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">資 金 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">貸出利率(固定金利)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">運 転 資 金</th> <th style="text-align: center;">設 備 資 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">人的資本経営推進資金</td> <td style="text-align: center;">(3年以内) 1.1%</td> <td style="text-align: center;">(3年以内) 0.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5年以内) 1.3%</td> <td style="text-align: center;">(5年以内) 1.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7年以内) 1.5%</td> <td style="text-align: center;">(7年以内) 1.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10年以内) 1.7%</td> <td style="text-align: center;">(10年以内) 1.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</p> <p>※ 貸出利率：令和 8 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C 適用）</p>			資 金 名	貸出利率(固定金利)		運 転 資 金	設 備 資 金	人的資本経営推進資金	(3年以内) 1.1%	(3年以内) 0.8%	(5年以内) 1.3%	(5年以内) 1.0%	(7年以内) 1.5%	(7年以内) 1.2%	(10年以内) 1.7%	(10年以内) 1.4%
資 金 名	貸出利率(固定金利)																
	運 転 資 金	設 備 資 金															
人的資本経営推進資金	(3年以内) 1.1%	(3年以内) 0.8%															
	(5年以内) 1.3%	(5年以内) 1.0%															
	(7年以内) 1.5%	(7年以内) 1.2%															
	(10年以内) 1.7%	(10年以内) 1.4%															
窓 口	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">【施策関係】 人的資本経営促進課</td> <td style="width: 33%;">人的資本グループ</td> <td style="width: 33%;">TEL 082-513-3340</td> </tr> <tr> <td>【施策関係】 雇用労働政策課</td> <td>労働環境整備推進グループ</td> <td>TEL 082-513-3411</td> </tr> <tr> <td>【融資関係】 経営革新課</td> <td>金融企画グループ</td> <td>TEL 082-513-3321</td> </tr> </table>			【施策関係】 人的資本経営促進課	人的資本グループ	TEL 082-513-3340	【施策関係】 雇用労働政策課	労働環境整備推進グループ	TEL 082-513-3411	【融資関係】 経営革新課	金融企画グループ	TEL 082-513-3321					
【施策関係】 人的資本経営促進課	人的資本グループ	TEL 082-513-3340															
【施策関係】 雇用労働政策課	労働環境整備推進グループ	TEL 082-513-3411															
【融資関係】 経営革新課	金融企画グループ	TEL 082-513-3321															